

確定拠出年金 連絡会議	第 9 回 平成16年3月26日	資料 1 1
----------------	---------------------	--------

確定拠出年金連絡会議

(第 8 回)

議 事 録

平成16年1月23日

確定拠出年金連絡会議（第8回）議事録

日 時：平成16年1月23日（金）10：00～12：10

場 所：経済産業省 別館 第1028会議室

議 事：（1）確定拠出年金の施行状況について
（2）実施事業所の実施状況等の報告について
（3）運営管理機関の実施状況について
（4）確定拠出年金実態アンケート調査について
（5）フリートーカー
（6）その他

出席委員：加子座長、伊藤委員、小野委員、太田委員、田中委員、徳住委員、秦委員
光谷委員、山根委員、渡邊委員、吉田委員、吉野委員

オブザーバー：

田村正雄（社団法人生活福祉研究機構理事）

石田成則（山口大学経済学部教授）

関係団体等：

遠藤寿行（日本経済団体連合会社会保障グループ長）

小野 明（日本商工会議所新規プロジェクト担当付副部長）

成瀬茂夫（経済産業省経済産業政策局企画官）

石塚 栄（厚生年金基金連合会企画事業部長）

事務局：厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課

○ 加子座長

それでは定刻になりましたので、ただいまから第8回確定拠出年金連絡会議を開催いたしたいと思っております。本日は大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、事務局よりメンバーの出欠状況を報告していただきたいと思います。

○ 矢崎課長

企業年金課長の矢崎でございます。よろしくお願いたします。

最初に、メンバーの方に御変更が一部ございましたので御紹介させていただきます。お手元資料1の2枚目、連絡会議参加者の一覧表がございますので、そちらをごらんいただきたいと思います。トヨタ自動車株式会社の河合和之様は人事異動がございまして、人事部企画室長の伊藤憲行様に替わっております。

なお、本日、後ほど御発表いただくということで、全国銀行協会の方を代表していただきまして、株式会社みずほ銀行から、アセットマネジメント部部長の岩本様と次長の高橋様、それから、社団法人生命保険協会の方を代表していただきまして、日本生命保険相互会社から、401k年金部部長の鈴木様に御出席いただいております。

次に、本日のメンバーの方々の出欠状況についてでございますが、日商岩井株式会社の姫野様が御欠席ということでございます。その他のメンバーの方々は全員御出席でございます。なお、当方の渡辺審議官、所用のため欠席させていただいております。申し訳ございません。また、関係団体等の方々におかれましては、日本経済団体連合会国民生活本部副本部長の松井様、日本労働組合総連合会総合政策局生活局長の小島様が欠席されておりますけれども、日本経済団体連合会におかれましては、遠藤社会保障グループ長に御出席いただいております。

なお、本日も十数名ほどの実施企業の方々が傍聴されていらっしゃいますので、その旨、御報告させていただきます。以上でございます。

○ 加子座長

どうもありがとうございました。ただいま事務局から御報告がありましたとおり、本日の実施企業の方々に傍聴にお越しいただいております。前回と同様に会議の最後に若干時間を設け、傍聴者のうち確定拠出型年金の実施企業の担当者の方々からも御質問を受けさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に移りたいと思っております。まず、確定拠出年金の施行状況、平成16年度税制改正、確定拠出年金運営改善事項案について事務局から説明をお願いいたします。

○ 松岡企画官

まず資料2の確定拠出年金の施行状況について御説明いたします。お手元の資料2をおめくりいただきまして1ページ目でございますが、平成15年12月末現在、企業型年金承認規約数が632件、加入者数が11月末で約62万人、実施事業主数が1,768社ということでございます。個人型年金の加入者等につきましては、2万4,723名ということでございます。そのほか登録運営管理機関665社ということになってございます。

以下、規約の企業名、13ページ以下は運用実態でございますけれども、また後で御参照いただければと思います。以上でございます。

○ 矢崎課長

続きまして、税制改正の状況等につきまして御報告申し上げたいと思います。資料3-1を見ていただきたいと思いますが、平成16年度税制改正ということで、企業年金関係についてもいくつかの税制改正の要望を出してございます。

まず1点目でございますが、「確定拠出年金の拠出限度額の引上げ等」ということでございます。拠出限度額の引上げ、結論から申し上げますと、そこにお示ししてございますが、企業型で他の企業年金のない場合、現在月額3万6,000円でございますが、1万円引き上げて4万6,000円。また、他の企業年金のある場合、これも現在1万8,000円のを2万3,000円。個人型につきましても企業年金のないようなところのサラリーマンの方々の場合でございますが、これも月額1万5,000円を1万8,000円ということでございます。

下の方に「※」で示させていただいていますが、この限度額の引上げの実施時期でございますが、この限度額は政令で規定されておりますが、ただ、この限度額の引上げというものがまさに今御議論いただいております公的年金制度の給付水準の見直しという中で、それを補完するということで充実させていこうということでございますので、この限度額の引上げは、今国会提出予定でございます年金改正法案が通りまして公布された後で、なるべく早くということで、できれば10月ぐらいの目途で実施したいと現時点で考えているということでございます。

「※」の2点目でございますが、御承知のように、既存の厚生年金基金、適格退職年金から確定拠出型年金に制度移行される場合、従来実施しておりました基金なり適年なりの年金原資に移換できるわけでありまして、その際には今一定程度の限度額が設けられております。これにつきましても、拠出限度額の引上げと併せまして、この移換限度額も撤廃するというのを予定してございます。

2点目でございますが、「中途脱退時の要件緩和」ということでございます。御承知のように、確定拠出年金制度創設当時も、いつでも引出し自由ということであれば貯金と変わらないということで、税制上の優遇措置は認めがたい、こういった議論があったわけでございます。現在の状況を見ますと、あまりにも少額の方の場合には、一定程度手数料は取られるものの、利子が今非常に低い環境にあり、資産が減価していくというような事態も考えられます。そういうことになりますと、制度に対する信頼性という点からも問題ではないかということで、中途脱退時の要件の緩和という要望をしておったところでございます。

これにつきましては2点ございまして、1点は、企業型から個人型に移行した方、典型的には、例えばOL等を何年かやっておられて、結婚されて専業主婦になられたような方でございます。こういった方は、現在は3年以下ですと脱退できますが、3年を超えると脱退できないという状況でございますが、今回資産が50万円以下というような少額の場合には中途脱退するという道を開こうということでございます。

もう一つは、資産が非常に小さい1.5万円以下の方の場合、これは個人型に移行するということでも一定の手数料を取られますので、個人型に移行することなく退職時に企業型の中での脱退をするという道も新たに設けようと考えてございます。これにつきましては、法律事項でございますし、施行に準備もかかるという点もございまして、法律公布から一定程度の時間をとって実施と考えているところでございます。

税制改正の2点目ですが、四角囲いの2つ目、基金、確定給付企業年金、確定拠出年金の積立金、企業年金の積立金にかかる特別法人税（特法税）の問題でございます。これも私どもとしましては撤廃という要望を出してございましたが、結論から申し上げますと、要望が認められず現行どおりということでございます。これは（注）のところでも書いてございますが、この特法税、平成15年度税制改正の中で、平成16年度までは凍結という状況になっておりますので、今後さらに考えていくということでございます。ただ、一応平成16年度までの凍結措置でございますし、私どもとしては、企業年金を運営していただく上で暫定的な取扱いではなくて基本的なところで税金がかからない、撤廃というような対応が必要であろうと考えてございますので、今から言うのはちょっと気が早いのですが、来年度の税制要望の中では非常に大事な項目ではないかと考え

ているということでございます。

3点目がポータビリティの確保ということで、これはまた後ほど御説明いたしますが、確定拠出年金は非常にポータビリティに富んでございますけれども、いわゆる基金や確定給付企業年金の給付建の制度は、なかなか転職されたような場合に持ち運びが難しいという状況がございます。ただ、現実的なニーズ、多くは系列企業間というのが現実的なニーズだろうと思っておりますが、そういった中でももう少しポータビリティ性を富ませるようなという御要望もございまして、私どもとしては制度改正を考えているということでございます。その際、当然ながら資金が動きまわりますので、その動くときに税金をかけられるということでありましてと効果がありませんので、併せて税制改正の要望を行ってきたということでございます。

これにつきましては、「△法」と呼ばれるものでございますが、法案を見て、主税の方で御検討されるという位置づけで年末終わっております。もちろん法律を主税局の方でもよく御検討いただくというのは当然でございますが、基本的な考え方は了解していただいたものと考えてございます。

要すれば、確定拠出年金の限度額の引上げは、この会議でも非常に御要望が多かったことございますが、この1万円の引上げ幅についての評価はいろいろあると思いますけれども、非常に税収の厳しい中で、1万円とはいえ引上げができたという点は一步前進ではないかなと私ども思っております。

そういった厳しい中で、こういった引上げが実現しましたのは、きょう御参集いただいております皆様方のお力添え、いろんな形での御支援があったらこそと思っておりますし、また、経済産業省、金融庁の非常に強力な御支援があったという点は御報告させていただきたいと思っております。

関連いたしまして、資料3-2を見ていただきたいと思います。新聞等で報道されておりますように、2月に国会の方に年金の改正法案を御提出申し上げたいということで今与党の方でいろんな角度から御議論いただいております。私どもこの改正の中に、企業年金関係についても必要な改正事項を織り込みたいと考えてございます。

お手元、めくっていただきまして1ページでございます。この資料自体は昨年11月17日に厚生労働省案ということで、一連の公的年金改革を含めて全般的な厚生労働省としての案をお示したわけでございますが、その中の企業年金部分の抜粋というものでございます。

簡単に御紹介だけにとどめさせていただきたいと思っておりますが、1点目が厚生年金基金の関係でございまして、御承知のように、これは免除保険料率、いわば公的セクターから基金の方に動くお金でございますけれども、これが本来見直しを前回改正でも行うべきところでございましたが、厚生年金の保険料そのものが凍結ということで、この免除保険料も凍結ということになってございます。今回、厚生年金の保険料を少しずつ毎年上げていくという方向でございまして、私どもとしましては、併せまして基金の免除保険料率も凍結の解除をしていただき、直近の平均寿命、直近の予定利率を用いて見直し・引上げを行いたいと考えているということでございます。

おめくりいただきまして2ページでございます。2点目が、「厚生年金基金の解散の特例」ということでございますが、現実問題として非常に母体企業の状況が厳しいということで、基金を解散されたいというニーズがございます。解散される場合には、当然ながら代行部分に必要な最低責任準備金をお返しいただくということになっております。ただ、近時の資産劣化に伴いまして不足額があるケース、そういったケースにつきましては、不足額を一括して一挙に母体企業から穴埋めしていただくことになってございます。ところがこの額が大きいとなかなか一挙に払えない。いわば解散したくてもなかなかできないといったような切実な声がございます。こういった点に考慮しまして、2点解散時の特例措置を打ちたいと思っております。

1点目がその「○」でございますが、分割納付する道を開くということでございます。2点目が最低責任準備金、返していただく最低責任準備金について一定の要件に該当するような基金については、特例的な計算方法をもう一つ選択肢として入れようということでございます。簡単に申し上げますと、その基金が基金をつくっておらずに、本体だけに仮にいたしたら、本体の方でその人たちにどれだけの積立金が形成されていたであろうかという特例的な額の計算方法をつくらうということでございます。具体的にどうするかといいますと、基金にしてみますと、免除保険料という形で、いわば公的セクターから収入がございます。一方、代行給付ということで国に代わって給付を出します。その差額分が、もし仮に本体にいたら、本体の方で積立金として形成されたであろうということになりますので、それをその基金の設立当初から現時点まで積み重ねていくといった方法でございます。数理に詳しい方にわかりやすく言えば、過去法に基づく計算ということになります。ただ、これも非常に特例的な措置でございますので、3年間の時

限措置というふうに考えてございます。

1 ページ飛ばしていただきまして4ページでございます。2 点目としまして、先ほど税制改正のところでも若干触れましたけれども、「確定給付企業年金関係（ポータビリティの確保）」ということでございます。

これは、1 つ目は、厚生年金基金、確定給付企業年金、相互間で、もちろん加入者は御本人の選択ということになります。資産移換の形で次の転職先の企業へ年金を持って行けるような形にしたい。

さらに2 つ目の「○」ですが、企業型の確定拠出年金、個人型の確定拠出年金、要するに確定拠出年金にもこういった資産移換による年金通算措置が講じられるようにしようということでもあります。

もう一つ、次のカギ括弧、確定給付企業年金でございますが、これは途中でやめられたような方ですが、次の就職先がなかなか決まらない、あるいは自営業になってしまうという方について、補完的に厚生年金基金連合会で引き受けまして年金化するという道も開こうというものであります。今、厚生年金基金連合会は、厚生年金基金についてはこういった年金通算、センターとしての役割を果たしていただいております。確定給付企業年金についても同様な機能を果たしていただくというものでございます。

3 点目は確定拠出年金でございますが、これは先ほど御説明申し上げました税制改正のとおりということでございます。

以上でございます。

○ 松岡企画官

続きまして資料4でございますが、「確定拠出年金運営改善事項について（案）」を御説明させていただきます。これにつきましては、前回の第7回の会議で、主な検討項目と改善要望ということで挙げさせていただいたものにつきまして、その対応方針をお示ししたものでございます。

まず、1 が「規約の変更等の手続関係」でありまして、その中の1 つ目が、軽微な事項の規約変更手続の簡素化ということでございます。これは法律改正事項になります。規約変更の際にしまして、軽微な事項については労使合意を経て届出を行うということで、届出だけでいいということですが、労使合意が必要であるということになっておりますけれども、特に軽微なものとして省令で定める事項の変更については、労使合意を不要とするということでございます。具体的に事業主・運営管理機関などの住所変更等こういったものを想定いたしております。

2 つ目が複数企業で実施する規約の変更手続の簡素化ということでございます。

これも法律改正事項でございます。複数の企業が共同で1 つの企業型年金を実施する場合、いわゆる総合型といいましょうか、そういうものでございますけれども、あるいは単独の企業が複数の事業所で企業型を実施する場合に、1 つの事業所だけに係る部分で変更や追加といったものがございまして、こういったものについては、規約に定められていれば、ほかの事業所の労使合意は不要とするといったことで考えております。

具体的には、当該事業所の運営管理手数料等、そういったものを想定いたしております。これは現行でもあらかじめ規約に規定するというので、他社の同意があったものとするといったような弾力的な運用となっておりますが、今回これで明確化を図りたいということでもあります。

3 つ目が分社等の場合の手続の弾力化ということでもあります。これはレベルとしては、〈Q & A 事項〉ということでございます。

分社化など特別の事情として認められる場合には、承認申請にいろいろ必要な添付書類が必要ですが、こういったもので一部ない場合であっても、それに代わるものとして事実が確認できる場合については承認申請を可能とするということで、順次必要書類が整備されましたら出していただくことで対応できるようにするということでございます。2 が「加入資格関係」であります。

勤続年数が3年に満たないことが明確である方への代替措置の取扱いということでもあります。これは〈通知、Q & A 事項〉ということで、現行のこの取扱いといたしましては、嘱託、臨時雇員（いわゆるパート職員を含む。）ということでもありますけれども、こういった方の場合であって、企業型年金加入者となる従業員と比べて労働条件が著しく異なっている方については、企業型年金加入者とせず代替措置を不要としておりますけれども、雇用期間が3年未満といった場合、雇用契約等により確実に見込まれる方については、規約等で明確化されるということでもあります。こういった取扱いが可能ということを明確化したいということでございます。

2 つ目が労働条件が著しく異なっている方の基準の明確化ということでもあります。上の（1）と重なってくるような感じでございますけれども、加入者となる従業員と比べて労働条件が著しく